

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	国民健康保険に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吹田市は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府吹田市長

公表日

令和7年3月25日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容	吹田市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届（転入、転出、社入、社離等）、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制（みなし）世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額（年税額）を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。 ・銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。 ・納付情報をもとに、過誤納金の還付・充当処理を行う。 ・「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 番号法に基づいて、吹田市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民健康保険(資格・賦課・給付・収納滞納)システム
	<国民健康保険資格機能> 1 照会 世帯・個人の得喪状況、基準日時点の資格状況、証の発行状況、他業務の情報を照会する。 2 異動処理 加入・脱退・世帯変更・退職・マル学・マル遠・住所地特例の各資格異動処理から、保険証の発行まで行う。 3 証発行管理 保険証のほか、高齢受給者証、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行を行う。また、発行した証の交付回収履歴の一元管理を行う。 4 前期高齢者判定 随時・月次で、前期高齢者判定処理を行う。 5 申請受付 限度額減額認定申請・基準収入額適用申請・特定疾病認定申請の受付と、特定同一世帯所属者(旧国保被保険者)・旧被扶養者・非自発的失業者の登録を行う。 6 滞納管理 短期保険証や資格証明書の対象者の判断のため、滞納者を抽出し、納税相談や納付喚起などの住民とのやり取りを記録する。 7 保険証の一括更新 滞納管理機能で管理された情報から保険証・短期保険証・資格証明書を自動で分類し出力する。 8 各種一覧表の出力 年齢到達者一覧、住記異動者一覧、課税区分変更世帯一覧、年金異動確認一覧などを出力する。 9 都道府県への報告資料の作成 事業月報や短期保険証交付状況集計表、外国人国籍別一覧表、年齢別統計表など都道府県に報告する資料を出力する。 10 宛名機能 住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 11 庁内連携機能 自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。 <国民健康保険賦課機能> 1 照会 国民健康保険世帯の調定情報、算定根拠、更正履歴、特徴処理状況、個人住民税、国民健康保険資格、口座登録の状況の照会を行う。 2 申請受付 減免申請等の受付を行う。 減免世帯に対し、更正が発生した場合には対象者をリストアップし、減免額の再確認を行う。 3 賦課資料入力 所得などの賦課根拠の情報の入力や、介護2号適用除外情報、被扶養者情報、年少被保険者人数情報の入力を行う。 4 更正決議 月次2回に行う一括更正、入力誤り等に対応するための即時更正を行う。過年度更正においても、一括・即時に対応し、増額と減額を分けて決議する。 5 国民健康保険料額試算 架空の資格状況や所得データをもとに、賦課額をシミュレーションする。 6 国民健康保険料率試算 指定した総賦課額から適正な率や金額を求め、複数指定した率や金額から総賦課額を求める。 また、国民健康保険中央会の保険料適正算定システム用にデータを切り出す。 7 当初賦課処理計算 本算定の当初賦課計算や納付書の作成など、当初賦課に関連する処理を行う。 8 各種帳票の出力 賦課準備のための各種調査用一覧表や、総賦課額調定表・異動分調定表・増減調定表などの複数の調定情報の集計表を出力する。

②システムの機能

9 国・都道府県への報告資料の作成

国への報告資料の課税状況調べ、都道府県への報告資料の調整交付金や保険基盤安定など各種報告資料を作成する。

10 宛名機能

住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。

11 庁内連携機能

自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。

<国民健康保険給付機能>

1 レセプト管理

レセプトデータの登録・照会・修正・削除を行う。資格チェック、金額再計算、住民が持参した領収証の金額でレセプトデータの訂正を行う。

2 申請受付

高額療養費・療養費・出産・葬祭などの各種申請を受け付ける。高額療養費の貸付や医療機関への受領委任の申請を行う。

3 照会

高額療養費など各種申請情報や支払状況を照会する。

4 支払

口座振替データ(全銀形式)フォーマットでデータを出力する。支払消込、支払日の一括変更を行う。

5 過誤・求償

過誤調整を依頼するレセプトの管理や、過誤調整依頼書の出力を行う。また、第三者行為、不当利得の情報を管理する。

6 高額介護合算

申請受付や、取り込んだ自己負担額情報の照会・補正を行う。

7 国民健康保険連合会データの取り込み

国民健康保険連合会からのレセプトデータを取り込み、国民健康保険資格情報と照合してチェックを行う。

8 高額療養費の一括計算

高額療養費を請求年月単位で一括計算する。支給対象者については、支給申請案内を出力する。

9 各種帳票の発行

医療費通知、支給決定通知書、各種申請書や、未申請者一覧などを発行する。

10 都道府県への報告資料の作成

事業月報C表やF表の出力、退職G表の集計用データを作成する。

11 宛名機能

住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。

12 庁内連携機能

自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。

13 公金受取口座情報の取得機能

情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。

<収納滞納機能>

1 収納状況照会

宛名・調定・納付・還付など日常業務に必要な情報を照会する。また、証明書・納付書・滞納明細などを発行する。

2 消込

消込データの入力・取込(OCR・コンビニなど)・エラーチェック・消込処理を行い、収納日・納付書種類ごとの日計表や、エラーリストを作成する。

3 還付充当

過誤納調定に対して還付・充当処理を行い、還付充当通知書(誓約書)・還付充当決議書・支出命令書などを発行する。

4 口座振替

口座振替データの作成や銀行振込依頼書などを作成する。設定により、銀行・委託者ごとの単位で、口座振替データを作成する。

5 督促状・催告書の発行

督促状作成では督促状・納付書付き督促状を、催告書作成では催告書・催告書兼領収書を発行する。

6 各種統計資料などの作成

月報、収入状況一覧表、国保介護一般退職按分表などの集計表・一覧表を作成する。

7 年度末処理

繰越対象者一覧、繰越集計表、還付時効一覧などを作成する。繰越処理と同時に、保持期間を経過した完納期、欠損期分のクリーニングを行う。

8 滞納処分

差押、参加差押、交付要求、繰上徴収などの滞納処分情報や、徴収猶予・換価猶予、証券受託などの納付猶予情報、納付義務承継情報を登録・修正・取消・削除し、滞納処分調書を発行する。

	9 財産管理 実態調査や財産調査などの照会書を発行し、調査により判明した債権、不動産、動産などの財産情報の登録・修正・削除を行う。 10 公売管理 不動産、動産などの公売予定や売却情報などの公売情報を登録・修正・削除し、公売帳票を発行する。 11 分納計画 分割納付情報を登録・修正・削除し、分納計画書や分納用納付書を発行する。 12 執行停止・不納欠損 執行停止と不納欠損の登録を行う。不納欠損の登録では、時効日が到来した期別を不納欠損として一括登録する。 13 宛名機能 住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 14 庁内連携機能 自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。 15 公金受取口座情報の取得機能 情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（ ） ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8 セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（ ） ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	団体内統合宛名管理 1 団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。団体内統合宛名番号と住民記録システム等各業務システムの宛名番号とを紐付けて管理する。 2 宛名情報管理機能 氏名・住所などの4情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。 3 中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。
②システムの機能	1. 資格継続業務(詳細は別添1を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者異動情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者異動情報を配信する。 2. 高額該当回数の引き継ぎ業務(詳細は別添1を参照) (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。 3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (詳細は別添1を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。 * ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム5

①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等	
②システムの機能	「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。 なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。 (1)資格履歴管理事務に係る機能 (i)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i)機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii)情報照会 及び (iii)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (iv)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (3)本人確認事務に係る機能 (i)個人番号取得 及び (ii)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 ()	[] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム

システム6～10

システム6

①システムの名称	電子申込システム
②システムの機能	各種申込をオンラインで受理する機能。

③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム
	[] 宛名システム等	[] 税務システム
	[] その他（　　　　　　　　　　　　　　　）	
システム11～15		
システム16～20		
3. 特定個人情報ファイル名		
国民健康保険ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173 の項 【情報照会】 69、70、71 の項	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康医療部国民健康保険課	
②所属長の役職名	課長	
7. 他の評価実施機関		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(2) 国民健康保険ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	吹田市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	
	その必要性	国民健康保険の資格管理、賦課業務、収納業務、滞納整理及び給付業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [○] その他 (公金受取口座登録・連携ファイル関係情報)
	その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号) 本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 対象者の賦課時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 対象者の給付時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 対象者の収滞納期日時点の居住地を把握するために保有 ・医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、年金関係情報 国民健康保険の被保険者の資格取得、喪失等に係る届出の確認を行うために保有 ・地方税関係情報 税額を算出し、これに基づき、対象者に対し税額通知納付書等、各種証明書を発行するために保有 国庫補助等を算定するために保有 対象者に対し納付書等を発行するために保有 ・医療保険関係情報 国民健康保険税の税額を算出するために保有 特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給、出産育児一時金の給付又は葬祭費若しくは葬祭の給付、原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認のために保有 ・公金受取口座登録・連携ファイル関係情報 保険給付、保険料の還付の支給先口座を把握するために保有
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月4日	
⑥事務担当部署	健康医療部 国民健康保険課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、市民税課、生活福祉室 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 医療保険者、厚生労働省、デジタル庁 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 市町村、後期高齢者医療広域連合 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ 日本年金機構、大阪府国民健康保険団体連合会 ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 既存住民基本台帳システム、住民税システム、電子申込システム ）
③使用目的 ※		・住民からの国民健康保険被保険者異動届の受付、窓口負担割合・限度額の判定を行うため ・保険証のほか、高齢受給者証、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行を行うため ・基準収入額適用申請等の受付、窓口負担割合・限度額の再判定を行うため ・一部負担金減額申請書等の受付、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行うため ・限度額額適用申請書、標準負担額減額認定申請書等の受付、限度額、標準負担額減額、長期該当認定又は却下を行うため ・特定疾病療養受療証交付申請書の受付、自己負担限度額判定を行うため ・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)を行うため ・国民健康保険料の適正な賦課業務、納付書の作成に関する事務の実施のため ・入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証、入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額を支給するため ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費を支給するため ・高額療養費、高額介護合算療養費を支給するため ・出産育児一時金の給付又は葬祭費若しくは葬祭を支給するため ・原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認を支給するため ・納付書、過誤納金還付・充当の通知、督促状、催告書の発行、財産調査、滞納処分等の実施
④使用の主体	使用部署	健康医療部 国民健康保険課
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・住民からの国民健康保険被保険者異動届の受付、窓口負担割合・限度額の判定に使用する ・保険証のほか、高齢受給者証、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行に使用する ・基準収入額適用申請等の受付、窓口負担割合・限度額の再判定に使用する ・一部負担金減額申請書等の受付、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定に使用する ・限度額額適用申請書、標準負担額減額認定申請書等の受付、限度額、標準負担額減額、長期該当認定又は却下の判定に使用する ・特定疾病療養受療証交付申請書の受付、自己負担限度額判定に使用する ・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)に使用する ・国民健康保険料額(基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額の合算)の計算、賦課に使用する ・納付書の作成に使用する ・入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証、入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額を支給に使用する ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給に使用する ・高額療養費、高額介護合算療養費の支給に使用する ・出産育児一時金の給付又は葬祭費若しくは葬祭の給付に使用する ・原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認に使用する ・指定金融機関からの納付済通知書情報の受付に関する事務 ・納付対象者の納付情報を把握する ・納付情報に基づき、還付・充当通知書を対象者へ通知する ・賦課額情報、納付情報に基づき、納付書の再発行を行い対象者へ通知する

		・督促・催告に関する事務 ・期限内に納付されない場合には、対象者へ督促状を通知する ・滞納者に対し、電話催告の実施、催告書を通知する ・滞納者に誓約書を提出させた上で、分割納付を行う。また、申請に基づき、徴収猶予処理を行う ・財産調査を行い、財産がある場合には、差押・参加差押・交付要求処理を行い、処分内容を通知する ・公売の実施、配当・充当を行う ・財産がない場合は執行停止処理、税義務が消滅した場合は不納欠損処理を行う ・納税義務承継通知書を通知する
情報の突合		・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)、高齢受給者証の交付、基準収入額適用申請の確認、入院時食事療養費標準負担額減額の認定、入院時生活療養費標準負担額減額の認定、限度額適用認定証の申請の認定、限度額適用認定証・標準負担額適用認定証の申請の認定、特定疾患対象療養の申請の認定、特定疾病の保険者の認定を行うために、国民健康保険に加入している者の世帯の所得及び住民税の課税状況を突合する ・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)を行うため、雇用・労働関係情報を突合する ・国民健康保険料の保険料額を計算するため、被保険者情報と地方税関係情報、介護・高齢者福祉関係情報を突合する ・入院時食事療養費標準負担額減額、入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給、高額療養費、高額介護合算療養費の支給のため、被保険者情報と地方税関係情報を突合する ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給、出産育児一時金の給付又は葬祭費若しくは葬祭の給付、原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認のため、被保険者情報と医療保険関係情報を突合する ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給のため、介護・高齢者福祉関係情報を突合する ・国民健康保険料賦課額情報、納付済通知書情報を突合して、還付・充当通知書に係るデータを作成する ・国民健康保険料賦課額情報、納付済通知書情報を突合して、督促状に係るデータを作成する
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (10) 件
委託事項1		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務
①委託内容		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社日立システムズ関西支社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		大阪府国民健康保険団体連合会
	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない

再委託	⑤再委託の許諾方法	委託先の大阪府国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、大阪府国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。))。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)
委託事項3		国民健康保険システムのうち共通基盤部分の構築・運用業務
①委託内容		国民健康保険システムのうち共通基盤部分の構築・運用業務の委託
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		日本電気株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託の制限事項内で本市が認める場合、委託先からの書面による申請に基づき、許諾
	⑥再委託事項	国民健康保険システムのうち共通基盤部分の構築・運用業務の一部
委託事項4		資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市区町村保険者事務共同処理業務
①委託内容		・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		大阪府国民健康保険団体連合会
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託の制限事項内で本市が認める場合、委託先からの書面による申請に基づき、許諾
	⑥再委託事項	資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理/パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。

委託事項5		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		支払基金
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。))。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務
	委託事項6～10	
委託事項6		レセプト縦覧点検業務
①委託内容		レセプト縦覧点検
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		大阪府国民健康保険団体連合会
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項7		診療報酬支払・共同処理業務
①委託内容		診療報酬支払・共同処理
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		大阪府国民健康保険団体連合会

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項8		電子申込システムの保守業務	
①委託内容		システムの保守業務	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社NTTデータ関西	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項9		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		大阪府国民健康保険団体連合会 (大阪府国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先の大阪府国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、大阪府国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	
	⑥再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	

委託事項10		窓口関連業務	
①委託内容		窓口、各種入力、受電対応	
②委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		株式会社日本ビジネスデータープロセッシングセンター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項11～15			
委託事項16～20			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		☐ 提供を行っている (28) 件 ☐ 移転を行っている (6) 件 ☐ 行っていない	
提供先1		全国健康保険協会	
①法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項	
②提供先における用途		健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	
③提供する情報		医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下この条において「医療保険給付関係情報」という。)であって第四条で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		吹田市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	
⑥提供方法		☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度		照会を受けたら都度	
提供先2～5			
提供先2		健康保険組合	
①法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表3の項	
②提供先における用途		健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	
③提供する情報		医療保険給付関係情報であって第五条で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		吹田市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	

	[○] 情報提供ネットワークシステム	[] 専用線
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[] その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先3	全国健康保険協会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表6の項	
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第八条で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって第八条で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	吹田市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	
	[○] 情報提供ネットワークシステム	[] 専用線
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[] その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先4	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項	
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって第十五条で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	吹田市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	
	[○] 情報提供ネットワークシステム	[] 専用線
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[] その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先5	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表16の項	
②提供先における用途	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって第十八条で定めるもの	
③提供する情報	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第十八条で定めるもの	

④提供する情報の対象となる 本人の数	[1万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先6～10		
提供先6	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表19の項	
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって第二十一条で定めるもの	
③提供する情報	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第二十一条で定めるもの	
④提供する情報の対象となる 本人の数	[1万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先7	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表27の項	
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって第二十九条で定めるもの	
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって第二十九条で定めるもの	
④提供する情報の対象となる 本人の数	[1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	予防接種法による給付(同法15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先8	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表38の項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって第四十条で定めるもの
③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第四十条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先9	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって第四十四条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	吹田市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先10	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって第五十条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	吹田市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)

⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先11～15	
提供先11	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表56の項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第五十八条で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって第五十八条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	吹田市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先12	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表65の項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって第六十七条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	吹田市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先13	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって第七十一条で定めるもの

④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	吹田市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先14	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表83の項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって第八十五条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	吹田市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先15	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表87の項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって第八十九条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	吹田市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先16～20	

提供先16	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表111の項
②提供先における用途	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって第百十三条で定めるもの
③提供する情報	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第百十三条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先17	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって第百十七条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	吹田市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先18	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって第百二十七条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	吹田市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)

⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先19	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131の項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第百三十三条で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって第百三十三条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先20	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの
③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第百三十九条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	吹田市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先1	保健センター
①法令上の根拠	吹田市個人番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)

④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	吹田市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先2～5		
移転先2	生活福祉室	
①法令上の根拠	吹田市個人番号の利用等に関する条例	
②移転先における用途	・生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務	
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	吹田市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先3	市民税課	
①法令上の根拠	吹田市個人番号の利用等に関する条例	
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務	
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	吹田市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)	
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙

⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先4	高齢福祉室
①法令上の根拠	吹田市個人番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	吹田市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先5	障がい福祉室
①法令上の根拠	吹田市個人番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	吹田市に住所を有する被保険者(被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者)
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先6～10	
移転先6	子育て給付課
①法令上の根拠	吹田市個人番号の利用等に関する条例
②移転先における用途	子ども医療費助成事務、ひとり親家庭医療費助成事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報(医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	吹田市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者）
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他（ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜吹田市における措置＞ ・入退室管理区域内に設置するサーバー内に保管する。管理区域については、入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードにより権限の有無の確認し、入退室者名と時刻を記録するなど入退室管理を行っている。 ・届出書等も保管年限内は、鍵付のキャビネット内での保管を義務付けている。 ・届出書保管倉庫の最終退出者は、退出時に施錠を行っており、外部の者が入室できないようにしている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

添付資料2のとおり

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
国保資格ファイル、国保賦課ファイル、国保給付ファイル、国保収滞納ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜吹田市における措置＞ ・住基情報の入手については、既存住民基本台帳システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、被保険者対象候補となりうる住民以外の情報を入手することはない。 ・住民からの申告・申請情報の入手については、本人確認や個人番号の真正性確認を実施している。 ・市町村CSからの住登外情報については、職員2名以上でダブルチェックを行って対象者を確定した上で情報を入手している。 ・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、改ざんできない対策を施している。 ＜国保連合会からの入手における措置＞ ・国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 *：ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置】 ＜吹田市における措置＞ ・庁内連携機能からの住基情報の入手については、入退室管理をしているサーバ室内のサーバ間通信に限定することで、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、アクセス権限を設定しその他職員による入手は行われないようにしている。 また、当該情報に接続可能なシステム及び端末を予め設定し、許可された機器に限定した入手方法とすることで、対象外の機器からの入手が行われないようにしている。 ＜国保連合会からの入手における措置＞ ・国保総合PCにおける措置 ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。 【入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクに対する措置】 ＜吹田市における措置＞ ・入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。		

＜国保連合会からの入手における措置＞

・国保総合PCにおける措置

・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当市において国保連合会に送付する前に実施済みである。

・さらに、国保連合会においても当市の国民健康保険市区町村国民健康保険システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。

・国保連合会から配信される被保険者情報については、当市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は当市および他市の双方に配信され、当市および他市の職員が確認している。

・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、当市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を当市の職員が確認している。

【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置】

＜吹田市における措置＞

庁内連携機能からの住基情報、各種照会情報の入手については、サーバ間通信を限定することで漏えい・紛失を防止している。

＜国保連合会からの入手＞

・国保総合PCにおける措置

・当市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。

・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。

・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。

・ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。

・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。

・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容

・宛名機能を利用することもあるが、国民健康保険資格システムの機能以外から宛名機能を利用する場合には個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。
・国民健康保険資格システムには、国民健康保険資格事務に関係のない情報を保有しない。
・国民健康保険資格システムの機能以外からは、個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。
・特定個人情報を使用できる事務については、業務マニュアルに記載し、定期的に職員研修を実施している。

＜国保総合PCにおける措置＞

・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。

* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。

リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている 2) 十分である
3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・業務システムへのログインは操作員の生体認証を行い、セキュリティ対策を強化し、個人情報の適正な取扱いの確保を図る。 ・国民健康保険資格システムへのアクセスにおいて、ユーザIDにより利用権限を付しているため、権限のない機能は利用できない。 ・共有ユーザID/パスワードの利用は業務システム作業のみに限定し、デバイス等への保存権限を有しない。 ＜国保総合PCにおける措置＞ ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。
その他の措置の内容	・アクセス権限の発効・失効の管理 識別情報（職員カード、ユーザID/パスワード）の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて随時行っている。 国民健康保険システムにアクセスする職員へのアクセス権限は定期的に見直しを行い、適切な者のみがアクセスできるようにしている。 ・アクセス権限の管理 ユーザID/パスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 ユーザIDについては、業務システム管理者が定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確になったものについては、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。 ・特定個人情報の使用の記録 <吹田市における措置> ユーザIDとともに、国民健康保険資格システムへのアクセス、操作（登録、更新、印刷、外部媒体への出力等）のアクセス記録をログとして保管している。 上記アクセス記録について、確認が必要となった場合には即座に確認できる仕組みを準備しており、また、異常アクセス（休業日や業務時間外のアクセス、ログインエラー等）については定期的にチェックを行っている。 ＜国保総合PCにおける措置＞ ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
【従業者が事務外で使用するリスクに対する措置】 ・外部媒体へのデータのコピーや印刷を制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。 ・各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。 【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置】 <吹田市における措置> ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末及び特定の記録媒体への書き出しのみに限定している。 ・特定個人情報を記録した紙媒体、外部記録媒体は施錠保管し、鍵は管理者が厳重に管理している。また、持出し・持込みのルールを定め、遵守している。 ・保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不可能な状態で確実に消去・廃棄している。 ・職員（非常勤、臨時職員含む）が特定個人情報を取り扱う作業を行う場合は、インターネットへの接続、電子メールの使用、外部記録媒体への出力が不可能な端末によって行っている。	

＜国保総合PCにおける措置＞

・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。

・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。

* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] ＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・情報システムの運用、保守等を外部委託する場合には、委託事業者との間で必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結している。 ・情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守 ・委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定 ・提供されるサービスレベルの保証 ・従業員に対する教育の実施 ・提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 ・業務上知り得た情報の守秘義務 ・再委託に関する制限事項の遵守 ・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 ・委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 ・情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等) ・市による監査、検査
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託者の承諾を得た場合に再委託を可能としている。その場合は、再委託先は特定個人情報ファイルの取扱い等について、委託先と同様の措置を行うことを義務付けている。 ・当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書には「委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定」を明記することとしている。 ・また、アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。 ・さらに、委託事務の定期報告および緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させることとしている。 ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
その他の措置の内容	—

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【特定個人情報ファイルの取扱いの記録】 <国保連合会における措置> ・委託先の従業員等が当市の国民健康保険に関する被保険者等の個人番号を閲覧等した場合には、国保連合会の国保総合(国保集約)システムにおいて、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録することになっている。 ・国保連合会は定期的にまたはセキュリティ上の問題が発生した際に当該記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 【委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスクに対する措置】 ・委託先から他社への提供は認めていない。 ・情報セキュリティ管理者は、ネットワーク及び情報システムの開発・保守等を外部委託事業者に発注する場合、情報セキュリティポリシー等のうち外部委託事業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明している。 ・情報資産を提供する際、必要に応じ暗号またはパスワードの設定を行っている。 ・必要に応じて、吹田市職員が現地調査を実施している。 【委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスクに対する措置】 ・委託先から任意の様式により消去結果に係る報告書を提出させる。 ・必要に応じて吹田市は現地調査・確認を行えることとしている。 <国保連合会における措置> ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 <取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・庁内のデータ連携については、定められた仕様に基づくものであり、それ以外の連携を行う場合は都度、申請書等提出の上事前協議の上、適切に判断を行った上でなければ利用できない。 ・具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き出した文書を整備しており、文書通りに特定個人情報の提供を行うことについてシステム担当者が異動した場合にも対応し引継ぎを行える形式をとる。	
その他の措置の内容	なし	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

【不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置】 ・他自治体への提供については、あらかじめ定められた方法でのみ行い、連携においては所属長の承認を得て行う。 ・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間連携に限定された構築となっている。 【誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置】 ・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間連携に限定された構築となっている。		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	【国民健康保険資格システムのソフトウェアにおける措置】 ・中間サーバーの仕様(プレフィックス情報等)に基づき、当該事務で必要となる情報以外の入手は不可能。 ・中間サーバーへの情報照会処理については、業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握可能である。 【国民健康保険資格システムの運用における措置】 ・権限を持った職員が所属長の承認を得た上で情報照会・入手を行う・国民健康保険資格システムで記録している操作ログは、適宜、国民健康保険資格システムからリストの出力を行い、目的外の入手が行われていないことの確認を行う。 ・定められたルールに基づく入手を職員に周知、徹底を行う。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
	【国民健康保険資格システムのソフトウェアにおける措置】 ・中間サーバーの仕様に基づき提供するため、不正に特定個人情報が提供されないよう国民健康保険資格システムで担保している。 ・特定個人情報の提供は国民健康保険資格システムでの連携に限定しており、人の手を介在できない。 【国民健康保険資格システムの運用における措置】 ・国民健康保険資格システムで記録している操作ログは、適宜リストの出力を行い、不正な提供が行われていないことを確認する。 ・提供に制限のある特定個人情報は、適切に不開示設定を行う実施手順を運用ルールに定め、当該ルールに従い実施する。 ・自動応答不可の特定個人情報の提供に当たっては、所属長の承認を得た上で、提供を実施する運用を行う。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。	

リスクに対する措置の内容	・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報 が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報 が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 — ＜中間サーバーの運用における措置＞ ・中間サーバー接続端末の情報提供機能の利用にあたっては、情報提供の内容について、所属長の承認を得た上で、提供を実施する運用を義務付ける。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク ＜国民健康保険資格システムのソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバー—国民健康保険資格システム間は、サーバ間連携に限定して安全性を確保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク ＜国民健康保険資格システムのソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの仕様(プレフィックス情報等)に基づき入手するため、入手した特定個人情報の正確性は国民健康保険資格システムで担保されている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報 を入手することが担保されている。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ・中間サーバー接続端末から情報提供を入手し、国民健康保険資格システムへ登録する場合、複数の職員によるチェックを行い登録する。 入手の際に特定個人情報 が漏えい・紛失するリスク ＜国民健康保険資格システムのソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーと国民健康保険資格システム間は、サーバ間連携に限定して、漏えい・紛失するリスクを排除している。 ＜国民健康保険資格システムの運用における措置＞ ・権限を持った職員が所属長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。 ・外部から不正なアクセスがないか、アクセスログ等を確認している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞	

・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。

・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。

・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。

・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。

・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

＜中間サーバーの運用における措置＞

・中間サーバー接続端末に用いる外部記憶媒体(USB等)を限定する。

・中間サーバー接続端末から外部記憶媒体に特定個人情報を格納する際には暗号化を行っている。

・外部記憶媒体(USB等)の貸出、利用、データ消去、返却等の定められた運用ルールに従い実施し、貸出、返却時には所属長の承認を得ている。

不適切な方法で提供されるリスク

＜国民健康保険資格システムのソフトウェアにおける措置＞

・中間サーバー・国民健康保険資格システム間は、データセンタ内のサーバ間通信に限定しており、他の経路で提供できない。

・国民健康保険資格システムは、ID/パスワードに認証を行い、限られた職員のみ操作可能である。

・国民健康保険資格システム以外から情報提供できないようシステム上で担保している。

＜国民健康保険資格システムの運用における措置＞

・情報提供内容の自動応答が出来ない場合を想定し、手動で情報提供を行う場合は、所属長への確認を行った上で、実施することを運用ルールとして義務付ける。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。

・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※) 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。

・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

＜中間サーバーの運用における措置＞

・不正検知の目的で、ログを定期的に確認する。

・情報提供は自動応答又は中間サーバー接続端末に限定し、実施手順を運用ルールに定め、職員へ運用ルールの周知を徹底している。

誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

＜国民健康保険資格システムのソフトウェアにおける措置＞

・国民健康保険資格システムの情報提供機能は、中間サーバーの仕様に基づき設計、テストを行っているため、誤った情報を提供してしまうリスクを排除している。

＜国民健康保険資格システムの運用における措置＞

・中間サーバーに登録する特定個人情報については、所属長の承認及び登録時に複数の職員によるチェックを経た上で登録する。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。

・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。

・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポート

データを出力する機能を有している。
(※)特定個人情報として保存・管理する機能。
＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
・中間サーバー接続端末から情報提供内容を登録する場合、所属長の承認及び登録時に複数の職員によるチェックを行う。
・中間サーバー接続端末から誤った情報を修正する場合、事前に修正内容について、所属長の承認を得た上で、実施する運用を行う。

その他
＜吹田市における措置＞
・国民健康保険資格システム、中間サーバー接続端末での情報照会、情報提供等に係る実施手順を業務マニュアル化し、新規従業者に対して、研修を実施する。
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞
・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。
＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることができない。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にを行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	令和6年(2024年)12月、放課後児童クラブの職員が、クラブ在籍児童2名の要配慮個人情報が含まれる資料を自宅に持ち帰り、後日、出勤途上に当該資料を紛失した。資料はその数時間後に紛失したと推測される駐輪場で発見されたが、個人情報漏えいのおそれは残る。 同日中に当該職員への聞き取り調査を実施し、翌日には対象児童の保護者に謝罪及び状況説明を行った。二次被害等の報告や相談は受けていない。	
再発防止策の内容	本件発生前に作成していた個人情報取扱いマニュアルにおいて、個人情報を記載した文書は原則持ち出さないことを規定しており、当該職員も持ち出し禁止の認識は持っていたが、業務多忙を理由に持ち帰ってしまった。本事案を受け、放課後児童クラブの全職員に対して、個人情報が漏えいすれば、本人及びその保護者に多大な損害を与え、引いては本市職員の信頼を失うことにつながるなど、個人情報を取り扱うことの重大性を再認識させるとともに、改めてルールの遵守を厳命した。 また、年4回開催している全クラブ職員が集まる場において、毎回、個人情報取扱いの研修を実施することとした。	

その他の措置の内容

・物理的対策

＜吹田市における措置＞

- ・サーバ室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。
- ・サーバ室と保管室の出入口には機械による入退室を管理する設備を設置し、認証に必要なカードについては貸出簿を作成して管理する。
- ・サーバ室と保管室の入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。
- ・事務室内の端末は、ワイヤロックで施錠する。
- ・特定個人情報を扱う窓口職員は、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、紛失漏えい不能な保管を行う。

・特定個人情報を取り扱う職員が離席する際には、ログオフを義務づけ、一定時間操作が行われない場合はスクリーンセーバーの自動起動設定により、端末画面上の個人情報を保護する。

・特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞

・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。

②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

・技術的対策

＜吹田市における措置＞

- ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。
- ・団体内統合宛名システムは個別のセグメントに配置し、当該セグメントへの通信はファイアウォールにより制御している。
- ・使用されていないネットワークスイッチのポートを閉鎖している。

＜国保総合(国保集約)システムの保管・消去＞

・国保総合PCにおける措置

・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。

・国保総合PCで利用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。

・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。

・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。

・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞

・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。

・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

＜国保総合(国保集約)システムの保管・消去＞

・国保総合PCにおける措置

・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。

・国保総合PCで利用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。

・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。

・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。

・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。

	<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置 <吹田市の保管・消去> 基本的に届出・申請等に基づき、更新を実施しているが、情報に誤りがある場合は、職権により修正を行っている。 <国保総合(国保集約)システムの保管・消去> ・国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクはない。 ・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置 <吹田市の保管・消去> 特定個人情報の消去にあたっては、消去の必要性があれば、業務責任者の承認を得た上で実施する。 <国保総合(国保集約)システムの保管・消去> ・国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。			
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

	具体的な方法	<吹田市における措置> ・毎年、新規採用及び職種変更職員に対し、個人情報保護に関する研修を実施している。 ・年に1回、所属部署のOA担当者に対し、教育を実施している。 ・集合教育は必要に応じて実施している。 ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する周知徹底を義務付けている。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> ・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度:年間1回程度 ・教育方法:集合教育 ・教育対象:職員および嘱託員 ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結する。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。
--	---------------	---

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

<取りまとめ機関における措置>

・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	吹田市役所市民部市民総務室 住所：〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号：06-6384-1456
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示、訂正、利用停止請求を受け付ける。 (市ホームページ上に、請求先、請求方法等を掲載している。)
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	吹田市役所健康医療部国民健康保険課 住所：〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号：06-6384-1240
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票等を記載することにより、対応について記録を残す。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年1月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	評価書名	国民健康保険被保険者資格に関する事務	国民健康保険に関する事務	事後	
平成29年3月31日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	吹田市は、国民健康保険被保険者資格に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	吹田市は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
平成29年3月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを	国民健康保険被保険者資格に関する事務	国民健康保険に関する事務	事後	
平成29年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	国民健康保険(資格)システム	国民健康保険(資格・賦課・給付・収納滞納)システム	事後	
平成29年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用する	右記を追加	<国民健康保険賦課機能> 1から11の項目を追加	事後	
平成29年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用する	右記を追加	<国民健康保険給付機能> 1から12の項目を追加	事後	
平成29年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用する	右記を追加	<収納滞納機能> 1から14の項目を追加	事後	
平成29年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称	右記を追加	次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事後	
平成29年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	右記を追加	1. 資格継続業務(詳細は別添1を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ 被保険者資格データを配信する。 2. 高額該当回数の引き継ぎ業務(詳細は別添1を参照) (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト)転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。 * ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。	事後	
平成29年3月31日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険被保険者資格ファイル	国民健康保険ファイル	事後	

平成29年3月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項)	番号法第19条第7号 別表第二における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120 の項 番号法第19条第7号 別表第二における情報照会の根拠 42、43、44、45 の項	事後	
平成29年3月31日	I 基本情報 6. 評価実施機関における	福祉保健部国民健康保険室	健康医療部国民健康保険室	事後	
平成29年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要	国民健康保険資格ファイル	国民健康保険ファイル	事後	
平成29年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号) :本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 :対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、年金関係情報 :国民健康保険の被保険者の資格取得、喪失等に係る届出の確認を行うために保有	・個人番号、その他識別情報(内部番号) :本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 :対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 :対象者の給付時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 :対象者の収滞納期日時点の居住地を把握するために保有 ・医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、年金関係情報 国民健康保険の被保険者の資格取得、喪失等に係る届出の確認を行うために保有 ・地方税関係情報 税額を算出し、これに基づき、対象者に対し税額通知納付書等、各種証明書を発行するために保有 国庫補助等を算定するために保有 対象者に対し納付書等を発行するために保有 ・医療保険関係情報 国民健康保険税の税額を算出するために保有 特別療養給付の申請の確認 高額介護合算	事後	
平成29年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要	福祉保健部 国民健康保険室	健康医療部 国民健康保険室	事後	
平成29年3月31日	3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的 ※	右記を追加	・国民健康保険料の適正な賦課業務、納付書の作成に関する事務の実施のため ・入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証、入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額を支給するため ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費を支給するため ・高額療養費、高額介護合算療養費を支給するため ・出産育児一時金の給付又は葬祭費若しくは葬祭を支給するため ・原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認を支給するため ・納付書、過誤納金還付・充当の通知、督促状、催告書の発行、財産調査、滞納処分等の実施	事後	
平成29年3月31日	3. 特定個人情報の入手・使用	福祉保健部国民健康保険室	健康医療部国民健康保険室	事後	

平成29年3月31日	3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	右記を追加	・国民健康保険料額（基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額の合算）の計算、賦課に使用する。 ・納付書の作成に使用する。 ・入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証、入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給に使用する。 ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給に使用する。 ・高額療養費、高額介護合算療養費の支給に使用する。 ・出産育児一時金の給付又は葬祭費若しくは葬祭の給付に使用する。 ・原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認に使用する。 ・指定金融機関からの納付済通知書情報の受付に関する事務。 ・納付対象者の納付情報を把握する。 ・納付情報に基づき、還付・充当通知書を対象者へ通知する。 ・賦課額情報、納付情報に基づき、納付書の再発行を行い対象者へ通知する。 ・督促・催告に関する事務。 ・期限内に納付されない場合には、対象者へ督促状を通知する。 ・滞納者に対し、電話催告の実施、催告書を通知する。 ・滞納者に誓約書を提出させた上で、分割納付を行う。また、申請に基づき、徴収猶予処理を行う。 ・財産調査を行い、財産がある場合には、差押・参加差押・交付要求処理を行い、処分内容を通知する。 ・公売の実施、配当・充当を行う。 ・財産がない場合は執行停止処理、税義務が消滅した場合は不納欠追処理を行う。	事後	
平成29年3月31日	3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	右記を追加	・国民健康保険料の保険料額を計算するため、被保険者情報と地方税関係情報、介護・高齢者福祉関係情報を突合する ・入院時食事療養費標準負担額減額、入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給、高額療養費、高額介護合算療養費の支給のため、被保険者情報と地方税関係情報を突合する ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給、出産育児一時金の給付又は葬祭費若しくは葬祭の給付、原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認のため、被保険者情報と医療保険関係情報を突合する ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給のため、介護・高齢者福祉関係情報を突合する ・国民健康保険料賦課額情報、納付済通知書情報を突合して、還付・充当通知書に係るデータを作成する ・国民健康保険料賦課額情報、納付済通知書情報を突合して、督促状に係るデータを作成する	事後	
平成29年3月31日	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託する〔4件〕	委託する〔8件〕	事後	
平成29年3月31日	委託事項5	右記を追加	委託事項5 ①～⑥について追記	事後	
平成29年3月31日	委託事項6～8	右記を追加	委託事項6～8の①～⑥について追記	事後	
平成29年3月31日	提供先20～31	右記を追加	提供先20～31の①～⑦について追記	事後	
平成29年3月31日	移転先2	生活福祉課	生活福祉室	事後	
平成29年3月31日	移転先4	介護保険課	高齢福祉室	事後	
平成29年3月31日	移転先6	子育て支援室	子育て給付課	事後	
平成29年3月31日	（別添1）特定個人情報ファイル記録項目	別紙1のとおり追加	別添3のとおり	事後	
平成29年3月31日	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	右記を追加	国保賦課ファイル 国保給付ファイル 国保収納ファイル	事後	
平成29年3月31日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク：目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	右記を追加	＜国保連合会からの入手における措置＞ ・国保総合PCIにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国 保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCIにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 *：ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。	事後	

平成29年3月31日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 【不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置】	右記を追加	<国保連合会からの入手における措置> ・国保総合PCにおける措置 ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。	事後	
平成29年3月31日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 【入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置】	右記を追加	<国保連合会からの入手における措置> ・国保総合PCにおける措置 ・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。 ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当市において国保連合会に送付する前に実施済みである。 ・さらに、国保連合会においても当市の国民健康保険市区町村国民健康保険システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。 ・国保連合会から配信される被保険者情報については、当市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は当市および他市の双方に配信され、当市および他市の職員が確認している。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、当市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を当市	事後	
平成29年3月31日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置】	右記を追加	<国保連合会からの入手> ・国保総合PCにおける措置 ・当市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCと既存の国民健康保険市区町村事務処理システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 <国保総合PCにおける措置> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 ・*：ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。	事後	
平成29年3月31日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容	右記を追加		事後	

平成29年3月31日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	右記を追加	<国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。	事後	
平成29年3月31日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	右記を追加	<国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。	事後	
平成29年3月31日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置】	右記を追加	<国保総合PCにおける措置> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用 事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 * :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。 ・国保総合PCと既存の国民健康保険市区町村事務処理システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。	事後	
平成29年3月31日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	右記を追加	【特定個人情報ファイルの取扱いの記録】 <国保連合会における措置> ・委託先の従業員等が当市の国民健康保険に関する被保険者等の個人番号を閲覧等した場合には、国保連合会の国保総合(国保集約)システムにおいて、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録することとしている。 ・国保連合会では定期的にまたはセキュリティ上の問題が発生した際に当該記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。	事後	
平成29年3月31日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容 ・技術的対策	右記を追加	<国保総合(国保集約)システムの保管・消去> ・国保総合PCにおける措置 ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウィルス対策ソフトウェアを導入し、ウィルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。	事後	
平成29年3月31日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置	右記を追加	<国保総合(国保集約)システムの保管・消去> ・国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。	事後	

平成29年3月31日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置	右記を追加	＜国保総合(国保集約)システムの保管・消去＞ ・国保総合PCIにおける措置 ・国保総合PCIに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。国保総合PCIに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。	事後	
平成29年3月31日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的方法	右記を追加	＜国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発＞ ・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度:年間1回程度 ・教育方法:集合教育 ・教育対象:職員および嘱託員 ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結する。	事後	
平成29年3月31日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 (各請求先)	請求先 吹田市役所市民生活部市民相談室情報公開課 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1456	請求先 吹田市役所市民部市民総務室 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1456	事後	
平成29年3月31日	Ⅳ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	連絡先 吹田市役所福祉保健部国民健康保険室 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1240	連絡先 吹田市役所健康医療部国民健康保険室 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1240	事後	
平成31年2月18日	6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	＜新規＞	室長	事後	
令和2年1月31日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	右記を追加	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同	事後	
令和2年1月31日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	右記を追加	3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (詳細は別添1を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。	事後	
令和2年1月31日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを	＜新規＞	システム5	事後	
令和2年1月31日	Ⅰ 基本情報 4. 個人番号の利用 ※	右記を追加	＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年1月31日	Ⅰ 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	右記を追加	＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	株式会社日立製作所関西支社	株式会社日立システムズ関西支社	事後	

令和2年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2	国民健康保険証封入封緘業務 ①委託内容 国民健康保険証更新保険証発送における封入封緘業務 ②委託先における取扱者数 50人以上100人未満 ③委託先名 情報公開請求等にて公開(更新年に業者選定) ④再委託の有無 再委託しない	医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務 ①委託内容 オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。 ②委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③委託先名 支払基金 ④再委託の有無 再委託する ⑤再委託の許諾方法 委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他各市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。))。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること	事後	
令和2年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5	資格継続業務に関する市町村保険者事務共同処理業務 ①委託内容 ・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市区町村保険者事務共同処理業務 ①委託内容 ・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。	事後	
令和2年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項6	国民健康保険料通知書、督促状及び催告書発送事務 ①委託内容 国民健康保険料帳票印刷印字封入封緘発送一括作業 ②委託先における取扱者数 50人以上100人未満 ③委託先名 共同印刷西日本株式会社 ④再委託の有無 再委託しない	医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務 ①委託内容 オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。 ②委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③委託先名 支払基金 ④再委託の有無 再委託する ⑤再委託の許諾方法 委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他各市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。))。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること	事後	

令和2年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1～6 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく吹田市個人番号の利用等に関する条例(案)	吹田市個人番号の利用等に関する条例	事後	
令和2年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他の市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	再委託の制限事項内で本市が認める場合、委託先からの書面による申請に基づき、許諾	事後	
令和2年1月31日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・国保総合PCと既存の国民健康保険市区町村事務処理システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。	<削除>	事後	
令和2年1月31日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 具体的な管理方法	右記を追加	・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事後	
令和2年1月31日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 その他の措置の内容	右記を追加	・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。	事後	
令和2年1月31日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【従業員が事務外で使用するリスクに対する措置】 ・外部媒体へのデータのコピーや印刷を制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。 ・各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑制している。 【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置】 <吹田市における措置> ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末及び特定の記録媒体への書き出しのみに限定している。 ・特定個人情報を記録した紙媒体、外部記録媒体は施錠保管し、鍵は管理者が厳重に管理している。また、持出し・持込みのルールを定め、遵守している。 ・保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不可能な状態で確実に消去・廃棄している。 ・職員(非常勤、臨時職員含む)が特定個人情報を取り扱う作業を行う場合は、インターネットへの接続、電子メールの使用、外部記録媒体への出力が不可能な端末によって行っている。 <国保総合PCにおける措置> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われてい	【従業員が事務外で使用するリスクに対する措置】 ・外部媒体へのデータのコピーや印刷を制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。 ・各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑制している。 【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置】 <吹田市における措置> ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末及び特定の記録媒体への書き出しのみに限定している。 ・特定個人情報を記録した紙媒体、外部記録媒体は施錠保管し、鍵は管理者が厳重に管理している。また、持出し・持込みのルールを定め、遵守している。 ・保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不可能な状態で確実に消去・廃棄している。 ・職員(非常勤、臨時職員含む)が特定個人情報を取り扱う作業を行う場合は、インターネットへの接続、電子メールの使用、外部記録媒体への出力が不可能な端末によって行っている。 <国保総合PCにおける措置> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティの問題	事後	

令和2年1月31日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 具体的な方法	右記を追加	・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること	事後	
令和2年1月31日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	右記を追加	＜取りまとめ機関における措置＞ ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。	事後	
令和2年1月31日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)	・端末から電子媒体への出力は特定の端末に限定しており、出力時の操作ログを取得している。 ・電子媒体へ移転する場合はデータの暗号化措置を施した上で行う。	なし	事後	
令和2年1月31日	Ⅲ リスク対策 8. 監査	自己点検	内部監査	事後	
令和2年1月31日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	＜吹田市における措置＞ ・毎年、新規採用及び職種変更職員に対し、個人情報保護に関する研修を実施している。 ・年に1回、所属部署のOA担当者に対し、教育を実施している。 ・集合教育は必要に応じて実施している。	＜吹田市における措置＞ ・毎年、新規採用及び職種変更職員に対し、個人情報保護に関する研修を実施している。 ・年に1回、所属部署の職員に対し、教育を実施している。	事後	
令和2年1月31日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	右記を追加	＜取りまとめ機関における措置＞ ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。	事後	
令和2年1月31日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価	平成29年1月25日	令和2年1月31日	事後	
令和2年1月31日	(別添3) 特定個人情報ファイル記録項目の追加項目	右記を追加	・オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供)業務 ・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号) ・券面記載の被保険者証記号 ・券面記載の被保険者証番号 ・券面記載の氏名(漢字) ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名 ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字) ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名 ・被保険者証裏面への性別記載の有無 ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無 ・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日	事後	
令和2年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における	健康医療部国民健康保険室	健康医療部国民健康保険課	事後	
令和2年4月1日	②所属長の役職名	室長	課長	事後	
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要	健康医療部 国民健康保険室	健康医療部 国民健康保険課	事後	
令和2年4月1日	3. 特定個人情報の入手・使用	健康医療部 国民健康保険室	健康医療部 国民健康保険課	事後	
令和2年4月1日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	吹田市役所健康医療部国民健康保険室 住所: 〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号: 06-6384-1240	吹田市役所健康医療部国民健康保険課 住所: 〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号: 06-6384-1240	事後	

令和3年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 番号法第19条第7号 別表第二における情報照会の根拠 42、43、44、45 の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条第8号 別表第二における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 番号法第19条第8号 別表第二における情報照会の根拠 42、43、44、45 の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、46、46、9、12、15、17、22、78、81、88、97、106、109、120の項	番号法第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、46、46、9、12、15、17、22、78、81、88、97、106、109、120の項	事後	
令和5年2月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを	右記を追加	・納付情報をもとに、過誤納金の還付・充当処理を行う。	事前	その他の項目の変更に当たる
令和5年2月1日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	＜国民健康保険給付機能＞ に右記を追加	13 公金受取口座情報の取得機能 情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。	事前	重要な変更には当たらないが、事前に評価を再実施する
令和5年2月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	＜収納滞納機能＞ に右記を追加	15 公金受取口座情報の取得機能 情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。	事前	重要な変更には当たらないが、事前に評価を再実施する
令和5年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要	[] その他（ ）	[O] その他（公金受取口座登録・連携ファイル関係情報）	事前	重要な変更には当たらないが、事前に評価を再実施する
令和5年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目	右記を追加	・公金受取口座登録・連携ファイル関係情報 保険給付、保険料の還付の支給先口座を把握するために保有	事前	重要な変更には当たらないが、事前に評価を再実施する
令和5年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用	[O] 評価実施機関内の他部署（市民課、市民税課、生活福祉課）	[O] 評価実施機関内の他部署（市民課、市民税課、生活福祉室）	事後	重要な変更には当たらない（組織改正）
令和5年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用	[O] 行政機関・独立行政法人等（医療保険者、厚生労働省）	[O] 行政機関・独立行政法人等（医療保険者、厚生労働省、デジタル庁）	事前	重要な変更には当たらない
令和5年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務 ①委託内容 オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。 ②委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③委託先名 支払基金 ④再委託の有無 再委託する ⑤再委託の許諾方法 委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先へ求める情報の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他再委託先に関する情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図（委託先による再委託先に対する監督体制を含む。）の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する（再委託先が更に再委託する場合も同様とする。） 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 ①委託内容 オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。 ②委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③委託先名 大阪府国民健康保険団体連合会 ④再委託の有無 再委託する ⑤再委託の許諾方法 委託先の大阪府国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先へ求める情報の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他再委託先に関する情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図（委託先による再委託先に対する監督体制を含む。）の提出を受け、大阪府国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する（再委託先が更に再委託する場合も同様とする。） 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラ	事後	その他の項目の変更に当たる
令和5年2月1日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	＜国民健康保険給付＞ に右記を追加	305. 公金受取口座情報（公金受取口座の利用の申し出があった場合）	事前	重要な変更には当たらないが、事前に評価を再実施する
令和5年2月1日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	＜国民健康保険収納＞ に右記を追加	128. 公金受取口座情報（公金受取口座の利用の申し出があった場合）	事前	重要な変更には当たらないが、事前に評価を再実施する
令和5年2月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価	令和2年1月31日	令和5年2月1日	事前	重要な変更には当たらないが、事前に評価を再実施する
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用	[O] その他（既存住民基本台帳システム、住民税システム）	[O] その他（既存住民基本台帳システム、住民税システム、電子申込システム）	事後	重要な変更には当たらない

令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	(8)件	(9)件	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更に当たらない
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9	右記を追加	電子申込システムの保守業務 ①委託内容 システムの保守業務 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 株式会社NTTデータ関西 ④再委託の有無 再委託しない	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更に当たらない
令和6年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	(9)件	(10)件	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に
令和6年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	右記を追加	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サー
令和6年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項10	右記を追加	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データバックアップ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サー
令和6年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	右記を追加	10人以上50人未満	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に
令和6年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	右記を追加	大阪府国民健康保険団体連合会 (大阪府国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サー
令和6年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	右記を追加	再委託する	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に
令和6年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項10 ⑤再委託の許諾方法	右記を追加	委託先の大阪府国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、大阪府国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和6年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	右記を追加	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	事前	国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求につ
令和6年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	(10)件	(11)件	事前	重要な変更に当たる
令和6年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項11	右記を追加	窓口関連業務 ①委託内容 窓口、各種入力、受電対応 ②委託先における取扱者数 50人以上100人未満 ③委託先名 株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター ④再委託の有無 再委託しない	事前	重要な変更に当たる
令和7年1月31日	Ⅰ 基本情報 4. 個人番号の利用	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一 30の項 ・番号法第9条第2項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2	・番号法第9条第1項 別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	事後	

令和7年1月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※	番号法第19条第8号 別表第二における情報提供の根拠 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173 の項 番号法第19条第8号 別表第二における情報照会の根拠 69、70、71 の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173 の項 【情報照会】 69、70、71 の項	事後	
令和7年1月31日	IV開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	吹田市役所健康医療部国民健康保険課 住所：〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号：06-6384-1240	吹田市役所健康医療部国民健康保険課 住所：〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号：050-1807-2183	事後	
令和7年1月31日	V評価実施手続 ①実施日	2024/1/31	2025/1/31	事後	
令和7年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要	(11)件	(10)件	事前	
令和7年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	遠隔地保管 ①委託内容 特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの遠隔地保管 ②委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③委託先名 株式会社ワンピシアークイブス大阪支店 ④再委託の有無 再委託しない	左記を削除し、委託事項5以降の項番を繰り上げ	事前	
令和7年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	・入退室管理区域内に設置するサーバー内に保管する。管理区域については、入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードにより権限の有無の確認し、入退室者名と時刻を記録するなど入退室管理を行っている。 ・届出書等も保管年限内は、鍵付のキャビネット内での保管を義務付けている。 ・届出書保管倉庫の最終退出者は、退出時に施錠を行っており、外部の者が入室できないようにしている。	＜吹田市における措置＞ ・入退室管理区域内に設置するサーバー内に保管する。管理区域については、入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードにより権限の有無の確認し、入退室者名と時刻を記録するなど入退室管理を行っている。 ・届出書等も保管年限内は、鍵付のキャビネット内での保管を義務付けている。 ・届出書保管倉庫の最終退出者は、退出時に施錠を行っており、外部の者が入室できないようにしている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	
令和7年3月25日	(別添1)ファイル記録項目	右記を追加資料にファイル記録項目を記載	(別添1)ファイル記録項目を添付資料として作成	事前	
令和7年3月25日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	・物理的対策 ＜吹田市における措置＞ ・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ・サーバー室と保管室の出入口には機械による入退室を管理する設備を設置し、認証に必要なカードについては貸出簿を作成して管理する。 ・サーバー室と保管室の入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ・事務室内の端末は、ワイヤロックで施錠する。 ・特定個人情報を扱う窓口職員は、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、紛失漏えい不能な保管を行う。 ・特定個人情報を取り扱う職員が離席する際には、ログオフを義務づけ、一定時間操作が行われない場合はスクリーンセーバーの自動起動設定により、端末画面上の個人情報を保護する。 ・特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・技術的対策 ＜吹田市における措置＞ ・ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。	・物理的対策 ＜吹田市における措置＞ ・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ・サーバー室と保管室の出入口には機械による入退室を管理する設備を設置し、認証に必要なカードについては貸出簿を作成して管理する。 ・サーバー室と保管室の入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ・事務室内の端末は、ワイヤロックで施錠する。 ・特定個人情報を扱う窓口職員は、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、紛失漏えい不能な保管を行う。 ・特定個人情報を取り扱う職員が離席する際には、ログオフを義務づけ、一定時間操作が行われない場合はスクリーンセーバーの自動起動設定により、端末画面上の個人情報を保護する。 ・特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたク	事前	

令和7年3月25日	Ⅲ リスク対策 10. その他リスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。タル庁及び関係者で協議を行う。 <取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境」において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 <取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境」において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供」	事前	
令和7年3月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要		番号法改正に伴う修正	事後	
令和7年3月25日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人の保管・消去	発生なし	発生あり	事後	
令和7年3月25日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②その内容		令和6年(2024年)12月、放課後児童クラブの職員が、クラブ在籍児童2名の要配慮個人情報が含まれる資料を自宅に持ち帰り、後日、出勤途上に当該資料を紛失した。資料はその数時間後に紛失したと推測される駐輪場で発見されたが、個人情報漏えいのおそれは残る。 同日中に当該職員への聞き取り調査を実施し、翌日には対象児童の保護者に謝罪及び状況説明を行った。二次被害等の報告や相談は受けていない。	事後	
令和7年3月25日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②再発防止策の内容		本件発生前に作成していた個人情報取扱マニュアルにおいて、個人情報を記載した文書は原則持ち出さないことを規定しており、当該職員も持ち出し禁止の認識は持っていたが、業務多忙を理由に持ち帰ってしまった。本事案を受け、放課後児童クラブの全職員に対して、個人情報漏えいすれば、本人及びその保護者に多大な損害を与え、引いては本市職員の信頼を失うことにつながるなど、個人情報を取り扱うことの重大性を再認識させるとともに、改めてルールの遵守を厳命した。 また、年4回開催している全クラブ職員が集まる場において、毎回、個人情報取扱いの研修を実施することとした。	事後	